

重要

〒 XXX-XXXX
XXXX
XXXX
XXXX
XXXX

様

東北電力ネットワーク株式会社
ネットワークサービスセンター系統連系 2

<連系済みの風力発電事業者様への重要なお知らせ> 遠隔出力制御に係るお手続きについて

平素より弊社の電力事業に格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、再生可能エネルギー発電設備の系統連系申込みにつきまして、出力制御機能付きパワーコンディショナー（PCS）の設置（出力制御ユニットの設置やインターネット回線の整備など）および遠隔出力制御の設定を運転開始の条件としております。（以下、「要件化」といいます。）

一方で、新型コロナウイルス等の影響により、風力発電設備各メーカーの出力制御機器開発に遅れが生じ、風力発電所の連系開始までに出力制御機器の設置（切替）が困難となる事案がございました。

このことから、風力発電所の連系開始時において、上記要因により **出力制御機器の設置（切替）が困難となった事業者様においては、将来的に出力制御機器の設置（切替）に応じていただくことを条件に連系開始を認めるという暫定措置を適用してございました（条件付連系）**が、現在は出力制御機器開発の遅れも解消しているため、2025年1月1日以降に連系開始する風力発電所について、暫定措置としていた条件付連系の適用を終了しております。

これに伴い、条件付連系を適用していた発電所（2015年1月26日以降に系統連系申込を受付した発電所）について、遠隔出力制御に係る具体的な手続きをご案内いたしますので、対応期日までにご対応賜りますようお願い申し上げます。

<ご対応いただきたい事項>

① 風車メーカー等とご相談のうえ、風車のソフトウェア更新・制御ユニット追加設置等^{※1}について必要となる工事内容をご確認願います。また、出力制御に遠隔で対応するためインターネット回線の整備が新たに必要となります。

※1 風車メーカー・型式により対応内容が異なるため、販売店や設置工事会社等を通じて風車メーカーにご確認ください。
なお、風車のソフトウェア更新・制御装置追加、通信環境の整備等については、発電事業者様のご負担となります。

② 弊社ホームページに掲載している各様式をダウンロードし、データ入力のうえ、返信用封筒にてご提出（申込み）をお願いいたします。**（申込書提出期日：2025年4月30日まで）**

申込書の提出について	必要書類	・出力制御機能付PCSの諸元一覧（風力発電） ・設備変更申込書類一式（単線結線図も提出願います）
------------	------	---

③ 弊社による技術審査完了後（1か月程度）に「発電所ID」をお知らせいたしますので、「発電所ID」を受領後に現地発電所の切替工事を実施願います。また、切替工事完了後は「再生可能エネルギー発電設備の系統連系開始について」のご提出をお願いいたします。**（切替工事完了期日：2025年6月30日まで）**

切替完了届の提出について	必要書類	・「再生可能エネルギー発電設備の系統連系開始について」(様式15)
--------------	------	-----------------------------------

<弊社ホームページ（各種申込様式を掲載）>

<https://nw.tohoku-epco.co.jp/consignment/system/control/3-4.html>

<遠隔出力制御機器設置対象の発電所一覧>

契約名義	発電場所	事業計画認定ID	制御ルール	電圧	最大受電電力	備考
XXXX	XXXX	XXXX	XXX	低圧	●kW	

<対応スケジュール概要>

	年	2025年						
	月	1	2	3	4	5	6	7
発電事業者様			申込書の提出 2025年4月30日まで					
			「再エネ発電設備の系統連系開始について」の提出 2025年6月30日まで					
弊社					発電所ID受領			
		申込審査・発電所IDのお知らせ						



- ◆出力制御については、再エネ特措法により定められた国のルールに基づくものであり、弊社系統への連系に先立ち、発電事業者様にお約束いただいている内容（出力制御に応じていただく）となります。
- ◆遠隔出力制御への切り替えに伴う費用については、発電事業者様のご負担となります。
- ◆遠隔出力制御機器の設置に応じていただけない場合には、受給契約が解除となる場合があります。

<参考：風力発電の出力制御対象区分について>

 ・・・赤枠で囲われている風力発電所について、出力制御機器の設置が必須となります。

出力制御ルール		旧ルール	新ルール		無制限・無補償ルール (前：指定ルール)
契約申込の受付日		2015年1月25日まで	2015年1月26日 ^{※1} ～2015年12月15日	2015年12月16日 ^{※2} ～2017年2月2日 ^{※3}	2017年2月3日以降
無補償での出力制御上限	20 kW未満	出力制御対象外	出力制御対象外	年間720時間	無制限
	20 kW以上 500 kW未満		年間720時間		
	500 kW以上	年間720時間 ^{※4}			

- ※1 FIT法施行規則が一部改正された日
- ※2 当社が経済産業大臣から固定価格買取制度に基づく指定電気事業者指定された日
- ※3 接続可能量（30日など出力制御枠）に到達した日
- ※4 日本風力発電協会が推奨するエリア一括の出力制御方式での実施に向けて調整中

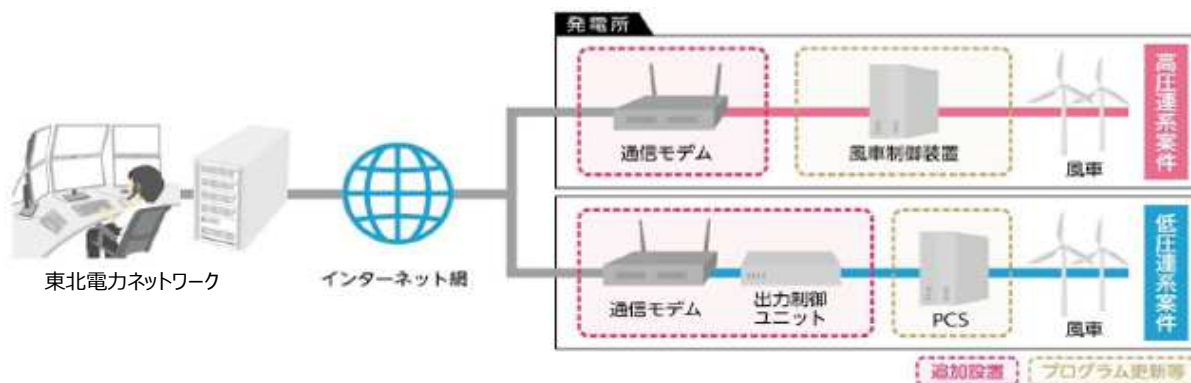
＜遠隔出力制御への対応について＞

遠隔出力制御に対応するためには、風力発電設備の一部変更が必要となり、発電事業者様側での設備設置、費用負担が法律で義務付けられています。

《必要となる手続きの例》

- ◆ 出力制御ユニットの追加
- ◆ PCSや風車制御装置などのプログラム更新
- ◆ 当社の出力制御スケジュールを取得するためのインターネット環境構築
(風車メーカーや機種により、ご用意いただくインターネット通信の方式が異なります。具体的にどのような手続きが必要かについてはご購入先へ確認願います。なお、プロバイダーの指定はありません。)

イメージ図



山間部等でインターネット環境の構築が困難である場合

高圧・低圧に連系する風力発電設備（遠隔出力制御対象）は、原則としてインターネット環境を整備いただく必要がございますが、山間部等でインターネット環境の構築が現実的ではない場合においては、風車メーカー等での作業により、あらかじめ1年先までの出力制御スケジュール（固定スケジュール）を登録いただくことになります。

固定スケジュールは、最新の気象予報等を踏まえて制御内容を修正することができないため、インターネット環境を構築した場合（更新スケジュール）と比較し、出力制御の頻度が多くなり、売電量が少なくなる可能性がございます。また、年1回、事業者様の責任において、風車メーカー等による現地設定作業（有料）が必要となります。



＜お問合せ先＞

お問合せ内容	お問合せ窓口
申込手続きに関するお問合せ	ネットワークサービスセンター 系統連系 2（低圧） 〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号 TEL：0570-010-933 (受付時間：平日9：00～17：00) ※祝日を除く
申込手続き以外の再生可能エネルギーの出力制御に関するお問合せ	ネットワークコールセンター TEL：0120-175-377 (受付時間：平日9：00～17：00) ※祝日を除く

(本書にお心当たりがない場合は、お手数をおかけしますが、上記のお問合せ先までお知らせ願います。)